

令和●年（ワ）第 号

損害賠償等請求事件

原告 平山 久雄

被告 ●● ●●

## 上申書

令和●年●月●日

東京地方裁判所 御中

原告 平山 久雄

頭書の事件につき、本来、東京簡易裁判所の管轄であるが、本訴においては、被告の人証手続き（本人尋問）を実施する予定であり、煩雑な審理となるため、東京地方裁判所での訴訟が適合するから、ここに上申する。よって、御庁に自庁処理されたい。

以上